



令和6年4月より八開・佐織地区の水道料金を改定します

愛西市水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少と、老朽化が進行している水道管や浄水場の維持管理、更新・改築のための費用が増加することから、令和6年度以降の事業収支が赤字に転じ、厳しい経営が続くことが見込まれています。持続性のある水道事業の実現と、八開・佐織地区の料金格差を段階的に是正する必要があることから、令和3年度から4年度にかけて水道料金等検討委員会を開催し、審議されたのち答申書が提出されました。令和5年3月議会では、水道料金の改定が承認され、令和6年4月より新たな水道料金となります。

水道料金改定Q&A

Q1 愛西市全域で水道料金が変更になるのですか。

A1 今回の改定は、八開・佐織地区のみです。

佐屋・立田地区にお住まいの方は、海部南部水道企業団の管轄となりますので、今回の改定の影響はありません。

Q2 どれくらい水道料金が上がるのですか。

A2 お住まいの地区や水道使用量により異なりますが、水量ごとの料金の目安は右の表のとおりです。水道使用量別水道料金早見表を令和6年6月までに配布する予定です。

Q3 いつから料金が変わりますか。

A3 令和6年4月使用分から改定後の水道料金が適用となり、令和6年6月請求分から新料金体系で算定した水道料金をお支払いいただきます。

Q4 料金改定はどのような考え方で決まったのですか。

A4 少量使用者の負担軽減を目的とし、基本料金を八開・佐織地区ともに1,760円(2か月税込み)に統一しました。また、基本水量を0m³としたことから、新たに0m³から10m³の料金設定を設け、地区間における格差を縮小する料金体系としました。

Q5 料金改定以外に、市税等で水道事業経営に対し補てんする方法はないですか。

A5 水道事業の経営は水道料金で賄うという「独立採算の原則」があるため、基本的に水道料金以外の市税などを水道事業で使うことはできません。令和2年度に策定した愛西市水道事業経営戦略に基づき、経営の効率化・健全化に取り組むとともに、安定的な給水に努めてまいります。

水道料金の改定にご理解ご協力をお願いします。

問 上水道課 ☎(55)7146 □<https://www.cityaisai.lg.jp/>

使用水量による料金比較表[2か月]

消費税及び地方消費税額を含む

水量 (m ³)	佐織地区			八開地区		
	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)	旧料金 (円)	新料金 (円)	差額 (円)
0	2,640	1,760	△880	3,630	1,760	△1,870
10	2,640	2,475	△165	3,630	2,695	△935
20	2,640	3,190	550	3,630	3,630	0
30	4,125	4,785	660	5,445	5,445	0
40	5,610	6,380	770	7,260	7,260	0
50	7,425	8,195	770	9,075	9,075	0
100	17,930	18,700	770	18,920	19,580	660

水道管の凍結に注意を!

気温がマイナス4°C以下になると、水道管が凍り、破裂しやすくなります。

特に次のような場所は凍りやすいので注意してください。

・むき出しになっている水道管・北向きにある水道管・風当たりの強いところにある水道管

水道水の凍結を防ぐには

・水道管に保温材などを巻く・凍結したら水道管や蛇口にタオルなどをかけ、ぬるま湯をかける
※熱湯をかけると破裂する危険がありますのでご注意ください。

水道管が破裂したとき

蛇口や水道管が破裂したときは、メーターボックス内の止水栓を閉め、破裂した部分に布かテープを巻きつけて応急手当をし、指定給水工事事業者へ修理をお申し込みください。

※指定給水工事事業者の一覧は、佐織・八開地区の方は、市ホームページをご確認ください。立田・佐屋地区の方は、海部南部水道企業団のホームページをご確認ください。

問 上水道課 ☎(55)7146

